

平成24年8月22日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見（確定給付企業年金法施行規則等の見直し）について

平成24年7月27日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について」のうち、「有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて」に係る内容に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について」
 (「有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて」に係る内容)に対する意見

No.	該当箇所	内 容
1	全般	<p>今回、パブリックコメントの募集に付された内容については、有識者会議報告にある検討事項の一部と認識しており、今後、給付減額ルールの本格的な見直しや代行部分に係る諸課題（期ずれ、0.875 問題、給付現価負担金の交付基準等）及びその他の課題について継続的に検討、改正していただきたい。</p>
2	改正概要 Ⅱ.-3.(1)	<p>今回の緩和は、過去勤務債務償却期間に関するものであり、継続基準のみを対象としている。したがって、非継続基準による掛金の引上げに対して効果がなく、予定利率引き下げの促進という目的に必ずしもそぐわないものと考えられる。</p> <p>したがって、実効性の観点から非継続基準の緩和を合わせて行うよう、改正していただきたい。</p>
3	改正概要 Ⅱ.-3.(1)	<p>今回最長 30 年までの償却が認められる不足金には繰越不足金が含まれないが、多くの基金では依然として繰越不足金を抱えており、予定利率の引下げに伴いこれを解消することは事業主（特に、中小企業）の掛金負担能力を上回ることが想定される。</p> <p>したがって、中小企業等の企業年金制度を維持する観点から、不足金全体の償却期間を 30 年にしていただきたい。</p>
4	改正概要 Ⅱ.-3.(1)	<p>予定利率引き下げ促進の観点から「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（年発 0131 第 2 号）」の第 8 の 2 による緩和措置（平成 25 年 4 月 1 日までに予定利率を引下げ場合は繰越不足金解消を留保できる）の延長及び当該緩和措置の給付設計の変更を伴わない財政計算への適用を認めていただきたい。</p>

No.	該当箇所	内 容
5	改正概要 Ⅱ.-3.(1)	<p>予定利率引き下げだけでなく、給付減額、加算型移行（例えば、加算部分に退職金を一部持ち込むことにより実質的な給付減額となる）等により、基金の存続に向けた努力を支援するために、当該変更を行う場合は繰越不足金解消を留保できる措置について検討していただきたい。</p>
6	改正概要 Ⅱ.-3.(2)②	<p>受給権者等の給付減額を行う場合の希望する者に支給する一時金額の選択肢について、最低積立基準額が必須であるならば、その他の選択肢を増やすことはあまり多くの意味を持たないと考えられる。一方、最低積立基準額の一時的取得は基金が存続する場合に認められる金額よりも大きくなるケースがあり、必ずしも選択肢とする必要はないと考えられる。したがって、当該一時金額の選択肢から最低積立基準額を外すことができるよう、改正していただきたい。</p>
7	改正概要 Ⅱ.-3.(2)	<p>給付減額の減額理由についての基準が明確化されているが、加入者の給付減額については 2/3 以上の賛成を要件としているのであるから、完全に「労使の自治」に委ね、給付減額の減額理由についての基準を廃止するという考えもあるのではないか。</p>

以上